

発行 日光市役所産業環境部環境課  
〒321-1292  
今市本町1番地(本庁第4庁舎1階)  
TEL 21-5152 FAX 21-5128  
Eメール kankyou@city.nikko.lg.jp

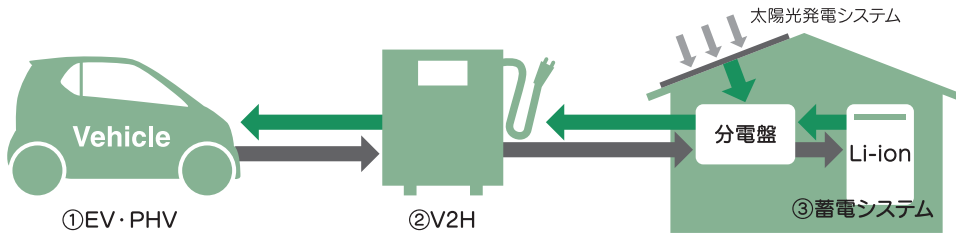


「湖上の朝」伊勢村 清氏(埼玉県久喜市)

奥日光清流清湖フォトコンテスト2016 副会長賞

補助制度の概要

	①電気自動車等	②電気自動車等充電システム(V2H)	③住宅用蓄電システム
対象設備	電気自動車(EV)またはプラグインハイブリッド自動車(PHV)	住宅と電気自動車等を接続することにより、電気の融通が可能となるシステム	住宅用リチウムイオン蓄電池
金額助	各10万円		1kWhあたり2万円(上限10万円)
対象者	市内に住所を有し、市税及び公共料金を滞納していない方		
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新車であって、国のクリーンエネルギー自動車補助金の要件を満たしていること</li> <li>・自家用車であって、申請者が車両所有者または車両所有者であること(ローンの場合は、販売店等が所有者であっても可)</li> <li>・車両外部に電源を供給する機能を有すること(オプション可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新品であること</li> <li>・太陽光発電システムが設置された住宅に設置されるものであり、太陽光発電システムと連系が可能であること</li> <li>・電気自動車等を、申請者または同一世帯の方が所有していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新品であること</li> <li>・太陽光発電システムが設置された住宅に設置されるものであり、太陽光発電システムと連系が可能であること</li> <li>・太陽光発電による電力または夜間電力を蓄え、消費電力の平準化及び非常時の電源として活用できるものであること</li> </ul>
方申法請	申請書類を、購入・設置された日から90日以内または申請年度の末日のいずれか早い日までに、持参または郵送により、環境課まで提出してください。(事後申請)		
書申類請	①補助金交付申請書類(様式第1号) ②市税及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書(様式第2号) ③住民票(世帯員全員が記載されたもので3ヶ月以内のもの) ④その他対象設備ごとに定められた添付書類		



電気自動車等・V2H・住宅用蓄電システム

市では、地球温暖化の防止及び災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的に

「非常時対応型低炭素設備導入費補助金」

の補助制度を創設しました。



補助申請に当たっては、ホームページをご覧ください。

非常時対応型低炭素設備導入費補助金のページ

日光市 非常時対応型  で検索

◀市で導入した電気自動車です。



太陽光発電システムの補助金も受け付けています。

平成29年度も引き続き、太陽光発電システムを購入した市民の皆様には補助金を交付しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金のページ

日光市 太陽光補助金  で検索



## PM2.5 PM2.5にご注意ください。

### PM2.5とは

PM2.5とは、自動車や工場の排ガスに含まれ、吸い込むとぜんそくや肺がん、呼吸器への影響に加え、循環器系への影響が懸念される小さな粒子です。

栃木県では、PM2.5を24時間連続で測定しており、「とちぎの青空」にてリアルタイムに公表しています。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyou/hozen/aozora.html>

日光市内では、今市小学校で測定しています。

### 県から注意喚起があった時には

- ・不要不急の外出を控えましょう。
- ・屋外での長時間の激しい運動を控えましょう。
- ・屋内においても換気や窓の開閉を必要最低限にしましょう。
- ・呼吸器系等の疾患のある方、子供、高齢者等はより慎重に行動しましょう。



## Smog 4月1日から9月30日までの183日間は、光化学スモッグ対策期間です。

光化学スモッグは、気温が高く、風の弱い夏の日中に発生しやすい大気汚染の一種です。

おもな症状は、目やのどの痛み、皮膚炎ですが、重症となると頭痛、発熱、呼吸困難となってしまう場合があります。

### 緊急予報等が発令されたら

- ・屋外での活動は避け、目やのどの刺激を感じたらすぐに洗眼・うがいをして安静にしましょう。
- ・症状が重い場合は、医師の診察を受けてください。
- ・被害を受けた方はご連絡ください。



## 土砂の埋め立て等には許可が必要です。

500平方メートル以上の土地に土砂の埋め立て、盛土などをするときには許可が必要です。

埋め立て等に必要な規制を行うことにより、土壌汚染や災害の発生を防止し、市民生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的としています。



## 薪ストーブ、薪ふろ釜の適切な使用についてのお願い。

- ◎薪が湿っていると、多量の煙やスス、タールの発生原因になります。薪は、十分に乾燥させてください。
- ◎薪を一度にたくさん、入れ過ぎないようにしてください。
- ◎接着材、塗料を使用したものや、化学処理された木材は、悪臭を発生させる原因となるため使用しないでください。
- ◎自然木でも種類によって、煙が多く発生することがありますので注意してください。
- ◎空気量の調整を、よく確認してください（空気の絞りすぎは煙発生の原因となります。）
- ◎家庭ごみを、一緒に焼却しないでください。
- ◎ストーブ・ふろ釜の保守点検、煙突掃除を定期的に行ってください。
- ◎住宅密集地に設置する場合は、煙突の位置や出口の高さ等について十分配慮してください。

※煙やにおいが周辺の迷惑になっていないか、常に気配りをお願いします。

# 「うちエコ」コンテスト

市では、「うちエコ」コンテストを実施して、家庭での節電対策を応援しています。

○取組期間

**7月1日(土)～9月30日(土)**

○内 容

ご家庭で節電にチャレンジし、電気使用量の削減率などでエコ度を競います。楽しく、我慢せず、**無理のない範囲**で節電に取り組んでください。

○応募資格

日光市民(家族・世帯単位)。ただし、平成28年6月以降に市の住宅用太陽光発電システム設置費補助金を受けた方は対象外。

○各賞と賞品

削減部門(昨年と比較した電気使用量の減少率)  
エコライフ部門(一人一日あたりの電気使用量)  
いずれの賞も上位の方に賞品を贈呈します。

○応募方法

応募用紙に平成29年8月分の「電気ご使用量のお知らせ」の写し(Web検針票は今年と前年の8月分の検針票の2枚)を貼付し、**家族の人数・連絡先**を明記して環境課への持参または郵送でご応募ください。

○応募締切

**平成29年10月16日(月)【当日消印有効】**



## 応募用紙

(のりしろ) ここに平成29年8月分の電力会社の「電気ご使用量のお知らせ(検針票)の写し」を貼付してください。(のりしろ)  
「Web検針票」は平成29年8月分と平成28年8月分の2枚を貼付してください。

毎度ご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

ご使用場所 **平成29年8月分**であることを確認してください。

29年8月分	ご使用期間 7月21日～8月1日	ご契約種別 従量電灯B
	検針月日 8月2日(31日開)	ご契約 30A
ご使用量	310kWh	当月指し数 0310
請求予定金額	6,653円	前月指し数引 0000
(うち消費税等相当額)	316円	計器乗率(倍) 310
基本料金	819円00銭	取替前計量値
上電1   1段料金	2,144円40銭	計器番号(下3桁) 777
記力   2段料金	4,114円80銭	
	241円30銭	
	-613円80銭	
	-52円50銭	

ご参考までに昨年8月分は31日間の  
ご使用で 314 kWhです。  
太陽光発電付加金(1kWhあたり) 0銭  
燃料費調整のお知らせ(1kWhあたり)

8月(当月)分	-1円98銭
9月(翌月)分	XX円XX銭
翌月分は当月分と比べ	XX円XX銭

今月分 振替予定日 8月12日  
次回検針予定日 9月2日

地区番号 01 お客さま番号 00000-00000-1-00  
検針員

お問い合わせ先/カスタマーセンター  
お引越、ご契約の変更  
XXXX-XXXX-XXXX  
その他電気に関するご質問  
XXXX-XXXX-XXXX

検針票イメージ

～CO<sub>2</sub>に関する情報は裏面をご覧ください～

電気料金等領収証(口座振替用)

29年7月分	ご使用期間 6月2日～7月1日
領収金額	6,327円
うち消費税等相当額	301円

【注意事項】

- ・応募に係る個人情報、応募者へのコンテストに関する事項の通知及び応募事例に関する問い合わせに限り使用し、他の目的で使用することはありません。
- ・家族の人数が大幅に減ったなど、電気使用量の削減の大部分が省エネ以外の要因によると判断される場合には、評価の対象外となる場合があります。
- ・応募内容は公表を前提として取り扱います。
- ・応募された資料(応募用紙や検針票等)は返却しません。
- ・応募内容の発表に係る著作権は、全て日光市に帰属するものとします。
- ・応募にあたり、虚偽の記載などがあった場合は失格となります。

